

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所||社会通信社

発行人||滝野 忠

(〒157谷本里5-1)
東京都渋谷区本町六丁目二八の二コ一ボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-14649 FAX(03)3299-15367
振替||東京0-58431 労金||東京労金本店No.1-154-163

購読料||月額500円 6カ月前納制

会員登録料||年会員登録料500円

文部省文部省の文章による問題である。

田する「もくじ」

いつもエレベーターのへりの人が、いままで人間が、十分な専門職業をもつて生きる問題も國

社会主義と商品経済 近江谷左馬之介 3

連合の二年と労働運動強化の課題 3

国鉄闘争勝利を確信して闘おう 7

資料1 「中労委長発言」骨子 8

資料2 会長発言へのJR東会社「談話」 8

資料3 中労委見解への「国労見解」 9

迷走するJRの労働戦線 9

資料4 国鉄(JR)内労働組合の動き 14

男女雇用機会均等法改正の力を育てよう 15

職員の三分の一削減提案 17

中央と地方に大きな隔たり 20

編集部だより 22

旬刊社会通信

NO. 494

一九九二年一月二一日

(毎月一日・二日・三回発行)

■ 卷頭言 ■

社会主義と商品経済

「市場経済」への移行という、他方で「社会主義」と「市場」は両立しないという意見もある。エンゲルスはつぎのように述べている。

「社会が生産手段を掌握することによって商品生産はとり除かれ、それとともに生産者にたいする生産物の分配もとり除かれる。社会的生産の内部の無政府状態は、計画的、意識的な組織にとつて代えられる」（「空想より科学」）と。

エンゲルスはここでは、社会主義は「計画経済」であつて、商品生産、すなわち商品経済は廃止されることを確信しているのである。

いかなる社会においても、社会的総労働は社会的需要にそつて、各生産部門に配分されなければならぬ。これは必然的法則である。生産手段が資本化され、労働力が商品化されている資本主義社会においては、この必然的法則は商品交換をつうじて実現される。すなわち、それは価値法則の形態をとる。社会主義社会はこの価値法則の内容にあたる必然的法則を計画的、意識的に実現するというのであって、それが「計画経済」であることにには疑問の余地がない。問題はむしろ、つぎの二つであろう。

その一つは、社会主義経済のそのような原理的規定にもかかわらず、なぜ商品経済が存在しているかの問題である。そのさい、商品経済はこれまでのさまざまな社会の「気孔」のなかに、部分的に存在してきたという歴史的事実を引きあいにだすことともできるであろうが、そもそも原理的規定というものは、かららずもそのままの形では現実にはあらわれないのである。その規定の実現は近似的であり、あるいは偏倚し、もしくは未熟な形をとりうる。だからといって、そうした規定が無意味だというわけではない。事実どのような発展の段階にあるかはべつとして、社会主義の社会であるのなら（「資本主義化」の逆行の過程にあるなんらかの社会ではないのなら）、この社会の基本的管理部分の「計画化」は、残存する「商品経済」の自然発生性の発現を統制しうる。問題は、商品経済が存在しているがゆえに原理的規定はなり立たないとか、その残存は社会主義の「恥」であるとかいったようなものではないのである。

ただし、原理的、抽象的に主張しうるのはこの限りであつて、現在、提起されている「市場経済への移行」などの具体的な問題は、それをこえて歴史的、具体的に解明されなければならない。それはいうまでもないことである。

第二は「人間自身の社会的行為の法則は、これまで外的な、人間を支配する自然法則として人間に対立してきたが、いまや人間は、十分な専門知識をもつてこれらの法則と適用するようになり、したがつてこれらの法則を支配するようになる」という、さきの引用文につづくエンゲルスの文章にかかる問題である。

ここでエンゲルスがのべているのは、これまで価値法則という形態をまとつて人間に対立し、人間を支配してきた必然的法則は、商品生産の廃止された社会主義においては、人間によつて認識され、適用されるようになるということである。

価値法則の内容にあたるこの必然的法則は、人間の意識の外部にあり、人間の社会行為が準拠する客観的な法則である。いくら社会主義の主体が労働者であり、自主的に社会を築いてゆく社会だといつても、必然的法則にしたがつた、客観的基準に拠ることなしに、社会は築けない。こうした考えも誤りである。

連合の二年と労働運動強化の課題

連合が発足して二年が経過した。この間の連合労働運動への山岸会長の「自己評価」（連合第二回大会でのあいさつ）は、「トータル」として、「着実に前進への一步を踏み出した」というものである。前進面としては、総合生活闘争の分野で、「その存在価値を示す一定の運動実績をつみ上げることが出来た」こと、政策制度要求についても「消費税制の見直しや育児休業法の制定、さらには地価税の新設や中小企業労働力確保法の制定など」で「前進的決着」をつけることができたこと、をあげている。

他方、「連合労働運動の弱点」としては、「国の外交、防衛の根幹にかかる基本政策のあり方について、まだ基本的な組織的コンセンサスは出来て」いないことをあげている。このため、「国連平和協力法や自衛隊機派遣問題」、さらに「PKO法案への対応問題などで、「袋小路に突き当たって」いると述べている。

この「自己評価」はたいへん興味深い。まさに逆の評価になっているからである。なぜなら、春闘から総合生活闘争への移行と、政策制度要求重視路線こそが、労働運動から大衆運動をなくして形骸化をすすめた根本原因であるからである。そして、基本政策の一致があつたからこそ、国連平和協力法やPKO法案反対の労働組合としての大衆運動が、不十分ながらも存在したからである。連合路線で一致するということは、これらの法案賛成で統一されることであり、社会党・総評センターの独自行動もなくなっていくことを意味する。もし、連合で基本政策について「組織的コンセンサス」ができるれば、自衛隊の海外派兵への道を拓き、憲法改悪につながるこの重大法案に対し、労働組合がこれを推進するような事態になり、日本の労働組合はいよいよもつてその存在感を失うことになつたと思われる。

路線の堅持は闘いである

日本労働運動の再建をいう時に、連合の中では頑張ると一般的に言うだけでは足りない。総評がなくなり、連合に統合されたことは、職場からの闘い、大衆闘争をおさえる力が数倍も強まることである。このなかでどう闘いをおこしていくのか、大衆運動としての労働運動再建の当面の焦点は何かを明らかにすることが求められる。

自治労や日教組など旧総評系単産は、連合への加盟にあたって、従来の綱領・路線を堅持し、政策や方針を変えないことを表明してきた。つまり、連合の路線に拘束されず、これまでと同じように運動をすすめていくことを約束しあつたのである。このことは、連合の政策や方針を、今すぐ旧総評路線のように変えることはできないということが前提になつている。中に入つて連合全体を変えるというのは、主観的にはまじめな議論であつても、当面の現実性はない。

連合に入つても従来の路線・方針を変えないというのは、右派幹部の本心ではなく、組合員を納得させ、左派幹部・活動家を従わせるための方便であつたことは確かである。しかし、この約束を実践することは、労働運動の再建にとって重大な意味をもつてゐる。連合の路線に屈しないということは、単なる言葉の問題ではない。それは実践の問題であり、闘いである。この点で、現在の最大の焦点は反戦・平和闘争をめぐる問題である。

大衆運動の発展と連合の存在感

PKO協力法案に対して、連合は明確な態度を決めることができなかつた。山岸会長ら連合「三人委員会」は、政府案の修正・成立という線でまとめていたが、官公労を中心とする旧総評系单産が廃案を主張したためにできなかつたといわれている。政府案を修正し賛成するという態度にならなかつたことをよしとするにしても、これすら、昨年の夏の自治労や日教組の定期大会での、代議員の頑張りがなければありえなかつたことである。問題は、連合二年の間に、総評系单産にも大きな変化があらわれていることである。

九〇年秋の国連平和協力法案反対闘争は、連合発足後の労働運動のあり方に大きな問題を投げかけた。連合下の労働運動強化について、実践的教訓を与えたからである。

国連平和協力法案については、連合は動くことができなかつた。法案の核心ともいべき自衛隊の海外派兵問題について、明確な反対の態度を打ち出せなかつたからである。

これに対しても、反戦・平和闘争の伝統をもつ旧総評系单産は、社会党の呼びかけに応えて、総評センターとして反対闘争にたちあがつた。県評センター、地区労センターの多くも街頭宣伝、大衆集会やデモなどを組織した。旧来の社会党・総評ブロック的なものが事実上形成され、大衆運動の一定の発展がみられたのである。

もし、このような事態がその後も続いていくとなるとどういうことになるだろうか。それは、たたかう組合の結集がすんで大衆運動がおこり、反面、連合の存在感は薄れていふことを意味する。労資協調的、右翼的労働組合の影響力が低下し、旧総評系と同盟・JC系の路線の違いも再び大衆的に明らかになることになる。旧総評系单産が護憲、反戦・平和の従来の方針を堅持し、これを実践すれば、連合路線の影響力は低下することが、事実をもって示されたのである。

このため、社会党・総評センター系の獨自行動をおさえることが、連合路線の定着のために欠かせないことが、右派幹部の間で強く認識されるようになつた。山岸会長が再三にわかつて、総評センターの獨自行動を牽制する発言をおこなつた理由もここにある。九一年に入つて湾岸戦争が勃発すると、社会党・総評センター系の獨自行動をおさえる動きがいちだんと強まつた。それは連合幹部だけでなく、社会党や総評センター内部からもおこなわれた。こうして、湾岸戦争が激化するなかで反戦闘争が後退し、統一自治体選挙における社会党の敗北の条件ともなつたのは周知の通りである。

当面の焦点としての反戦・平和闘争

旧総評系单産は社会党と支持協力関係にある。その反戦・平和闘争の方針は、社会党の基本政策と不可分の関係にある。連合路線の定着のためには、旧総評系单産の方針を変えざる必要があるということだが、このことは同時に、社会党の基本政策の転換を強く求める動きとなる。党の基本政策を守るたたかいと、旧総評系单産の路線転換を阻止するたたかいは不離一体のものである。

連合が、それまでタブーしてきた安保、自衛隊問題など基本政策について、一歩ふみこんだ議論をおこなつたのは五月連休明けの、泊りこみの三役会議であつたことは周知の通りである。「党改革」論議と連動していたのはいうまでもない。社会党の敗北をチャンスとして、党的基本政策も旧総評系单産の方針も一挙に変えてしまおうという動きであつた。重大なのは、こうした動きのなかで、総評センターが自衛隊容認を打出し、総評系单

産幹部を中心とする「ニュー社会党推進懇談会」が、社会党に対し基本政策の見直しなどを申入れ、圧力を加えるまでになつたことである。従来の路線・方針を変えないと約束してきたはずの幹部たちが、明らかに変化しはじめたのである。

だが幸いなことに、七月の社会党臨時大会では、修正案によつて基本政策の転換に歯止めがかけられた。日教組や自治労をはじめ、旧総評系単産の大会は、代議員の奮闘によつて、反戦・平和闘争に関する従来の方針の堅持を明確にすることができた。このようないわゆる下部の奮闘によつて方針が守られたことにより、PKO法案について先に述べたような総評系単産幹部の廃案の主張があり、連合としてまとめることができなかつたのである。

社会党の呼びかけによる11・14集会が可能であったのは、このようなたたかいがあつたからである。もちろんこの集会を生みだした直接の力は、9・25、11・20集会のとりくみであつたのはいうまでもない。路線・方針を守る闘いと具体的な運動の提起が、湾岸戦争時におしつぶされた大衆運動を甦えらせたのである。そして、この運動もまた、社会党・総評ブロック的なものが形成されずしてありえないことが示されたのである。

連合下の労働運動強化の当面の焦点は、旧総評系単産の反戦・平和闘争の方針を守り、実践することである。PKO法案廃案の可能性も生まれたが、仮にこれが採択されても、その実施にはその度に必ず憲法上の諸問題が生じ、日本の平和と民主主義にかかる重大問題に発展していくのは避けられない。反戦・平和、民主主義擁護の闘いは、これからも労働運動の最重要課題の一つであり、この闘いの強化は、日本労働運動再建の要ともいうべき重要性をもつてゐる。

春闘方式で闘う組合結集を

「生産性新聞」の一月六日号に、次のような「主張」が掲載されている。

「労働運動が見えなくなつてゐる。……労働組合は現実に存在するし、春闘など労働運動も行われてゐる。しかし、社会的にも、日本経済の中にも、そして職場にも、その存在感があまりない。……（労働組合が）最近は言うべきことをきちんと主張しないから、存在感が失われるのである」と。

そして、労働組合が「経済整合性の重視を言つてゐる間に、働く者の手元から賃金要求の問題が遊離してしまつてゐる。計算がいくら正確でも、働く者の参加できない要求は、労働運動の目標とはなりえない」とい、また次のようにも言つ。一発回答での收拾をマスコミで知るあり方は、「働く者が自分達が交渉して決めたという実感を持てないし、労働運動とはならない」と。

九年春闘では、「春闘無用論」が各方面からだされたこと、また、マスコミ各紙からは、主要労組幹部の「ものわかりのよさ」、労資間に「緊張感」が失われてゐる等の指摘がなされたことも記憶に新しい。経済「整合性」論による要求は労働者のものになつていないこと、大衆運動を背景に交渉していく闘いがないために労働運動になつていないので、いた指摘はそのまま頷けるものである。こんなことが、マスコミや資本家から指摘されるほどに、日本に労働運動がなくなつてゐるのである。

だが、連合発足後最初の九〇年春闘では、まだ春闘路線はわずかだが残つていたといつてよい。資本家側は六%以下へのおさえこみをばかり、金属労協など連合の主力単産は「ストなし一発回答」でこれを受諾した。しかし、春闘路線の継承を掲げた私鉄総連などは、ストライキを背景にたたかうことによつて、この資本の言い値を突破した。春闘路線は辛

うじて継承されたのである。

ところが九一年春闘では、ストライキを背景にたかう組合の拡張をつくりだすことが不十分で、私鉄総連にも“突出”を嫌う雰囲気もあり、前年マイナス・アルファーといふ資本のカベを破ることはできなかつた。このため九一年春闘は「経営ベース」に終始したといわれ、先に述べたような評価や「春闘無用論」が盛んに言われるようになつたのである。これは連合路線が定着し、春闘が「総合生活闘争」へとさらに変質したこと示す事実というほかはない。

賃上げは、労働者にとって依然として第一義的な要求であり、これを中心とする春闘を大衆闘争として再構築することなしに、日本労働運動の再建はない。そのためには、経済「整合性」論ではなく、労働者の生活と労働の実態から要求をつくりあげていくとりくみ、そして、スト権を確立してたかう組合の共闘を意識的につくりだしていくことが必要である。連合の中につき、スト権をたて春闘方式で闘う私鉄総連や金属機械などの単産と、全労協や春闘懇に結集する組合が連携し、集中して闘う態勢を意識的に追求することである。また、九〇年の傾斜配分、九一年の上級職を対象にした差別賃金の導入を含む人事院勧告で、公務員労働者への能力給的要素の導入の方向がますます明らかになつただけに、官民一体の春闘の構築はますます重要になつてゐる。

連合の内外にわたつて、たかう組合の交流と共闘をつくりあげること、これに差別賃金反対の公務員労働者の闘いを結びつける方向を意識的に追求することである。それを中央では一挙にできないにしても、地域で交流し、闘いを支えあい、大衆集会や行動をあわせ、統一闘争に高めていくことは決して不可能なことではない。中小企業労働者の闘い、地域的課題をあわせて、地域春闘を再構築することである。

労働運動が見えなくなり、労働組合の存在感が失われている。これを言つてゐるのは資本団体、生産性本部や、マスコミである。これが連合二年の労働運動の評価である。しかし、この二年間にも、労働運動が見え、労働組合の存在感が明らかになつた時がある。大衆運動が生まれた時である。労働運動が大衆運動になつたのは、旧総評系单産が従来の方針にとづいて実践した時であり、社会党・総評ブロック的な運動が構築された時であることがはつきりした。従来の路線の堅持とは言葉やスローガンではなく、実践の問題であり、闘いであるといつたのは、この意味である。

ここでは、反戦・平和闘争と春闘にしほつて述べたが、連合路線の最大の問題点は、労働組合運動本来の課題にはほとんどくまないことである。過労死に代表される長時間過密労働、差別や人権無視等々について、労働組合として十分な関心をもたない路線である。それは、国鉄闘争への態度に端的にあらわれている。国鉄闘争は大量首切り、不当労働行為に反対し、労働委員会制度を守る闘いであり、労働組合存立の基本にかかわる闘いである。これへの連帯を拒否していることは、どんなに理屈をつけようと、ナルセンターとしての基本的任務を放棄したものといわざるをえない。

国鉄闘争に含まれている課題が、連合全体のものになる時に、日本労働運動の再建がなつたといつて過言ではない。だがそのためには、国労が現実におこなつてゐるように、この闘いを労働者の中に、つまり連合の内外にわたつて拡げなければならぬ。これをさらに強め、拡げることである。連合の内外にわたつて、たかう組合の結集・共闘をすすめ、これをさらに強化した時に、われわれは日本労働運動の階級的強化に向けて、次の確実な一步をふみだすことができる。

国鉄闘争勝利を確信して闘かおう

1992年1月21日発行

昨年十二月二十五日、あたかも「クリスマス・プレゼント」であるがごとく、中労委は「会長発言骨子」（資料1）を発表しました。しかし、その内容たるや私たち國労が望んだものとは、非常にたくみにスレ違ったものとなっています。そして、そのたくみさゆえに、その背景にある國労つぶし＝闘争団切り捨て・不当労働行為免罪の意図のニオイを感じてしまうのは、私の被害者意識だからでしょうか。

職場からの声として、今後の闘うかまえを述べてみたいと思います。

なぜ命令を求めない！！

十二月二十五日の中労委見解は、中労委の責任と権限を發揮した内容とはほど遠いものとなっています。今年度末という期限はあるものの、その期限は「労使合意」のための目標であり、地労委命令にもとづいた内容での解決のための期限ではありません。また、合意に至らない場合は、最終的な解決案を示して、とあります。何らかの力（政治的結着？）を背景とした「労使合意」の強制とも受けとれます。したがってこの内容では、先の国労全国大会決定に従うならば当然、中労委に「命令を求める」べきものです。しかし、これでなぜ命令を求めないのかまったく理解できないところであります。

しかも、同日に出したJRの談話（資料2）は、採用事件問題については地労委命令に従う気もなければその適格もないと明確に言っていることからも、「労使合意」は平行線となることは必至です。あえて「労使合意」をするならば、国労側の一方的な譲歩以外は考えられないところであります。

今回の國労の見解（資料3）は、出向事件での非民主的なやり方を思い出させるものと言えます。全国大会の決定を守らず、さらに闘争団の意見も聞かず、「労使合意」という密室の中で事を運ぶ動きとなるならば、全面一括解決の解決水準はきわめて低いものとなるばかりか、國労組織への不信となり、國労の解体となりかねません。それこそ、國労つぶしに手を貸すことになり、ひいては日本の民主主義や基本的人権、PKO法案など日本の平和問題などを守る闘いに水を差すことにさえなります。

中労委に求めるもの

全國三九地労委一〇三本の國労勝利命令が出ています。そして採用事件の一七本を含めて約一〇〇本が中労委で結審、あるいは審問中となっています。そしてまた、JRはすべての命令に従おうとしていません。したがって、國労としては中労委にたいして、その責任と権限でもつて地労委命令に沿った判断を求めたのです。

しかし中労委が地労委命令にもとづく判定和解を出さなくとも、中労委に命令を求めることで解決の道の手がかりは十分はたせます。

職場は不当労働行為だらけ

國労が少数になったのは、JRの不当労働行為のためです。そして、組織復帰を妨げているのも不当労働行為があるからです。過労死や若年退職、心身障害の多発もその不当労働行為によって國労が少数となり、労働強化を止めることができなくされたからです。健 康で働き続けるためには闘う労働組合がなければならないことは、國労組合員なら身を

もつて知っています。

そういう点で、組合つぶしの不当労働行為にたいする闘いは、妥協できないのです。まして、一〇三本もの地労委命令を守らないJRにたいしては、安易な妥協は許されないのです。

闘争団との交流を

採用事件での不可解な妥協がされた時、その他の不当労働行為事件はましてやアッサリと免罪となり、不当労働行為のやり得となってしまいます。また、JR内での不当労働行為を許さない闘いや、国労の組織強化拡大の取り組みはJRをして、採用事件でのJRの態度を追い込んでいくことになります。JRが困らないと全面一括解決の勝利は得られないからです。

そういう点ではJR連邦が分裂を始めた昨今、やつと闘いの成果が見え始めたと言えます。なおいつそう、闘争団と本務職場との交流で、お互に激励しあうことが求められています。

闘争団とともに

今回の中労委の見解はたいへん危険に思われます。「労使合意」と言うことは、よくて足して二で割る解決にしかなりません。そして、今のJR企業内、また政治的力関係のもとではそれ以下の解決水準となるでしょう。

そうならないためには職場からの闘いと、組合民主主義がなければならないでしょう。大衆行動を盛りあげることです。また、自らの要求を明らかにし、常に闘う根拠としての怒りを明らかにしていなくてはなりません。そのために職場や闘争団の中で譲れない一人一人の要求をつき合わせる話し合う場が必要です。和解案によつては分裂にもなりかねない状況も出てくるからです。

また、長期に闘かえる生活の基盤や職場の団結が、何よりも早期の解決につながり、解決水準を高くすることは争議の経験者の話しからも明らかです。争議を始めて一～三年がいちばん苦しい時期といいます。ここを乗り切ればあとは勝利をつかむのみです。ともにがんばりましょう。

(国労中央支部 大谷一敏)

資料1 「中労委会長発言」骨子

- 一、問題解決に向けて、早急に、かつ積極的な取組みを行う必要があり、中労委は、一層の努力を傾注する。
- 二、そのため、労使に対し、問題解決に向けての案を示し合意形成を図る。
- 三、労使合意の目標を平成三年度末とする。
- 四、それまでに合意に至らない場合は、中労委は、最終的な解決案を示して問題の決着を図る。

資料2 会長発言へのJR東会社「談話」

本日、採用事件に関して中央労働委員会会長の意向が示されました。
本件に関しましては、同委員会における事情聴取の際に、当社に当事者適格のないこと
は国鉄改革法上明らかであつて、同法の解釈を離れて解決することは困難である旨を述べ

てきましたが、この考え方には変わりはありません。したがいまして、今後、同委員会から解決案を示された場合におきましても、当社としてはこの基本的考え方に対応していく所存であります。

資料3 中労委見解への国労見解

一、採用差別事件は、中労委に再審査請求されてから一年十ヶ月以上の月日を要している。われわれは、地労委命令に基づき、年内解決をはかるため努力してきました。従つて、本日の発言内容には不満がある。

二、中労委は今般、解決にむけた期限を明確にするとともに、問題の決着をはかる意思を表明した。その内容は示されていないが、少なくとも救済対象者全員を一九八七年四月一日にさかのぼって地元JRに採用することを解決の骨子としなければならないことはいうまでもない。われわれは、この考え方を堅持する。

三、われわれは、問題を解決するために、年度末に向けてさらに運動を強化していく。その間、納得のいく解決がはかられないと判断した場合は、直ちに中労委の救済命令を求める。

四、JR各社は従来の主張を繰り返しているが、一〇二一本の地労委命令の重さを謙虚に受け止め、労使紛争解決に向けて今こそ決断するよう強く求めるものである。

迷走するJRの労働戦線

JR総連の分裂とJR内労使共同宣言派労組らの迷走は、陰湿化して対立をエスカレートさせつつ、混迷を拡大再生産している。その後の現状（本誌第四八一号参照）をレポートした。

JR西労組に吸収される西日本鉄産労

十月十八日にもたれたJR西労組（二万八千五百人）と西日本鉄産労（六千四百人）の第四回トップ会談は、「組織統一に関する確認事項」に合意した。六か月ぶりに、一つの区切りを迎えたことになる。双方はこの合意に基づき、JR西労組は十一月十二日、西日本鉄産労は同月十五日、それぞれ中央委員会を開催、この確認事項を批准・承認した。

合意された「確認事項」の柱は、①名称を西日本旅客鉄道産業労働組合（略称は『JR西労組』、つまり鉄産労は吸収される）とし、②各級機関の役員人事は当分の間（統一以降次期大会まで）両組織の現行役員によって構成することを基本（つまり、年内に名称を統一、一月地本、二月支部・分会レベルの統一で三月に組合費を一本化、六月臨時大会で役員改選、以降順次地方機関の整備）とする、③新組織は、全国産別組織を結成し速やかに連合に加盟するため、各単産に呼びかけ準備会を発足させる、④運動路線は、連合路線を基軸に経営参加路線を位置づけ、労使関係は対等（対立と協力）に基づく眞の相互信頼関係の確立をめざす、⑤政治路線は連合の政治路線とする、⑥組合費は、基本給×17小一千四百円（当面は一人千円を拠出し持ち寄る）、⑦被対協は、国労を除くことを原則に新組織で運営する、⑧両組織はすみやかに各級機関と組合員の合意をうるために全力をあげる、等々である。組織統一の日程は、十一月五日解散大会、六日統一大会と発表された。新たな産別結成に向けた迷走の開始だ。

問題は、西日本におけるこの「確認」には、職場の最大関心事である国鉄の「分割・民

當化＝新会社への移行」を口実に奪い去られた諸労働条件を回復する、「かけらの目標も決意もないことである。「理解してくれ」という。組合員不在＝大衆不在である。

また、新組織の運動路線は「連合路線を基軸に經營參加路線」「労使関係は：眞の相互信頼関係を」という。消費税に対する連合の態度、PKOに象徴される連合の平和と民主主義に対する態度は、明らかにまがい物であり、今更、連合という情勢ではないだろう。これでは、職場労働者の気分や要求を無視し、否定して、労働者（JR社員）を企業に單に従属させてきただけの、JR総連と同じ道を歩むだけである。

国労運動を継承する組織＝鉄産労の看板は嘘だつたわけで、単に、鉄労に吸収されるだけである。気付いた仲間たちは、まだ小さいが、国労復帰の流れを作りだしている。

連合会長の革マル総連激励で矢面に立つ東海

六月十七日、JR総連大会の来賓挨拶に立った山岸連合会長は、JR西労組の革マル主導に対する反発と動きを批判し、総連本部を支持する檄を飛ばした。曰く、「JR西日本とこれに同調した労働者の感覚がわからない。JR西日本の経営者の態度には、抑え難い怒りを感じている。連合としては、現地実態調査を行うなどJR総連を全面的にバックアップする」である。全電通出身の山岸にしてみれば、かねて、国労潰しの盟友であった旧勤労＝松崎が牛耳るJR総連を褒め称えるのは、当然のことであつたと思われる。国労を、左派が担うこととなつた修善寺大会問題もあつたが。

六月二十九日、大会提出議案討議の東海労組中執は、労使運命共同体論を謳歌した佐藤委員長自らが「スト容認」の労使関係観論を主張、これが通らないことがはつきりするや否や、予定されていたように、大会開催の延期と中執の閉会を一方的に宣言して退席、混亂を作り出した。佐藤は七月六日、旧勤労OBを含む「さつき会」を再建、「JR東海労組を考える会」を発足。東海労組多数派は九日、圧倒的多数の代議員を集め総括集会で、責任追及と臨時大会開催要求の決議を採択した。佐藤は十七日、革マル派に会社側が協力しないことに怒りをブチマケルよう、「JR東海労組多数派の動きは、会社が作った『当面のシナリオ』だから」と、愛知地労委に不当労働行為救済を申し立てた。あたかも、最後の国鉄時代の彼らと国鉄当局、この間のJR各社とJR総連との労使関係が、そんなことになつていたことを伺わせるようである。

当の佐藤は八月十一日に東海労組を脱退。直ちに、革マル派を主体にした旧勤労系でJR東海労を結成し、JR総連への加盟を申請した。二重加盟だ。二十六日のJR東海労組の大会は、「JR総連と共に行動する」方針等を決定し、「JR東海労の総連加盟に断固反対する」決議を採択したが、革マル派は、予定通り、注意深く、「東海労組は総連を脱けない」確認を取りつけつつそのこと自体を口実に、九月十一日、加盟承認を強行した。

ここで新たに、これら革マルの動きを支援する事件が演出された。JR東海・葛西副社長の女性問題という人権侵害問題に発展しかねない「事件」である。この動きをすっぱ抜いた「フォーカス」が、演出家は福原と松崎であるよう書いたことを裏づけるように、九月十四日、JR東海労が葛西副社長の辞任を要求。JR総連も十九日の集会で「週刊誌掲載予定であった記事原稿」を会場配布。二十四日、JR東海が自浄作用を行うよう行政指導を求める要望を、運輸大臣に提出した。そこで、一人芝居のスト騒ぎだ。

JR東海労組は、ようやく、革マル派の陰湿さと機関引き回し、組合私物化の汚さに気付いたように、十月十一日のJR総連中央委員会をボイコット。十五日、総連を抜けた。総連加盟を果たしたJR東海労は、十一月九日に臨時大会を開き、「葛西副社長の退陣、

大卒新規採用社員の運転士養成計画の撤回』等々を要求、十四日から十九日の間、全組合員によるスト権一票投票を行い、「結果は、国鉄時代に動労自体も経験することができなかつた高率（千二百七十一人中千二百六十六人の賛成）でスト権は確立された。従つて、繁忙期ではない十二月上旬に、会社側にやさせて叩く考えがあるのでやつても国民の理解は得られるからやる」等と記者会見した。他人の責任を語つて自らを正当化する革マル流論理である。十一月二十一日、各紙は『JR東海労スト権確立、要求多岐、打開めどつかず、会社側、スト対策に懸命』などという記事を一齊に掲載した。

国労闘争の前進が誘発したJR総連の分解

東海には、JR東海会社とJR東海労組との間に、他には例のない労使運命共同体論を謳い上げた「労使共同宣言」がある。労組側の調印者は、今回、ストをやると宣言した佐藤本人である。革マル派のこの二重人格的ふるまいは、常識で理解することは難しい。

しかも、革マル派が牛耳るJR総連内部には、そういう非常識な論理や組合機関の私物化や引き回しの機関運営がまかり通っていた。

従つて、JR総連内部、とりわけ、右派が右派なりに自らの主張を貫いていた旧鉄労グループには不満が蓄積、それはくすぶり続け、一触即発の状況にあった。六二・七革命といわれたり、一週間で元の鞄に納まつた六二・七分裂などは、そういう蓄積の現れだった。それは、度々の不発に終わった。そのつど、民社党や旧同盟らの支援はなく、杉浦JR官僚らの手でつぶされ、首謀者と名指しされた者の追放を余儀なくされてきたからである。利権に目が眩んで国鉄つぶしに躍起となつた政府・自民党や杉浦らは、スト権放棄を宣言した革マル派を評価、その見返りに、庇護と後押しを約束し、国鉄から新事業体への移行をスムースに仕上げるために、引き続き革マル派を利用することとなつたからである。

革マル派＝松崎らは、逆に、全民労協への加盟を口実に連合推進派の支持を取り付けて鉄労らの野合解消に歯止めをかけ、組織の一本化に向けて動きだした。それが鉄道労連である。今日のJR総連（八十七年一月発足）である。JR総連委員長の定年による交替（革マル派＝福原の委員長就任）を機会に、出血覚悟で、全一支配に乗り出した。

他方では、国労の労働委員会闘争は、前進し続けていた。それはまた、革マル派にとつては、国労内では少数派に転落させられ続けてきた歴史的現実からしても、それは、恐怖の的だつた。従つて、彼らは、選別・差別の專制的労務政策が国労を抜けさせた組合員たちを、前進する国労闘争が元の国労の戦列に戻すことになることを恐れるように、突然、国労組合員の三度目の首切りをJRなどに要求すると同時に、スト権の回復とJR総連への権限委譲などを提起、これを踏み絵にした。一舉に、対立は表面化した。

労使協調派の大松氏（西日本労組委員長兼総連副委員長）は、革マル派の意図には柔順ではなかつた。従つて、追い出しが画策され、事ある毎にイビラレ続け、スト権容認（実は、スト権のJR総連への委譲と総連の単一組合化）が踏み絵にされたわけだ。革マル派流いびり出し（支配権益は拡大できる一石二鳥の策）である。

しかし、それは、独りよがりな革マル派の誤算のはずである。逆に、加盟組合が定期大会を迎える中で、革マル派のこれら狙いは、大衆的に暴露されることとなつた。

九州から四国に拡がるJR総連の分裂

西日本から東海に移行したJR総連の分裂は、今度は、九州に飛び火した。

九州では、JR九州労組委員長として就任している総連副委員長が、総連加盟のJR東

海労組脱退者集団II東海労の総連加盟に、単組に相談することなく、騙し討ち的に簡単に賛成したことからはじまつた。加えて、九州労組の執行委員会でとがめられた委員長は、総連副委員長に就任しえた経緯を無視して、「総連副委員長である個人として判断した」と開き直つた。革マル派一流の論法だが、かえつて、本質を赤裸々にすることとなつた。JR九州労組も東海同様、もともと革マル派は少数派である。従つて、東海同様、革マル派（旧労働）の委員長が、JR総連（実は革マル派）の方針が九州労組内でも受け入れられないことがはつきりするや否や、機関を公然と無視、誹謗と中傷のお得意のデマ宣言で、JR九州労組内多数派の批判に駆け回つた。怪文書合戦である。

しかし、西と東海で見せた革マル派の手法を、この間、多数派は教訓化していたように素早く対応。十一月二十日、臨時大会を開催して革マル派委員長を解任、代議員の提起したJR総連からの脱退決議を採択した。「委員長の解任」と「JR総連からJR九州労組は抜けない」バーゲン取り引きを多数派に申し入れていた革マル派は、当日、「JR九州労組は抜けない。JR九州労組内での多数派を目指す」と記者会見した。

次は、四国である。革マル派はここでも少数派である。既に、水面下では、組織対策も進められているものと推測はされているが、ここでは、十月十一日に開催されたJR総連の第十二回臨時中央委員会での四国の代表の発言（要旨）のみを紹介しておこう。

「四国では、総連の特別組織対策費について多くの質問が出ている。四か月も経つのに大会議案出ていないのはおかしい。組織問題に端を発し、五十万総連は色あせた。JR総連も反省すべきは反省し、『五年目の検証』をすべきだ。」

かくしてJR総連は、約七万五千人の組織になるが、三万七千の動労組織に比べれば、まだまだ、倍の組織ではある。

焦点は東労組の同行に鍵握るJR東日本会社

東日本での動きは、難産となる。それは、最後II仕上げの様相を示す攻防になると思われる。他社管内での事態との決定的な違いについて、幾つか紹介しておこう。

第一には、国鉄時代から革マル派が大量に配置されてきたことである。動労東京、新潟が最大拠点であった。右派は極左を育てる例えのとおり国労では唯一、上野で勢力が温存された。今日なお、国労上野の革マルの一部は、鉄産労にも残っている。組織戦術だ。

第二には、会社のトップの姿勢である。JR東日本の社長や副社長の首脳陣がこそつて、不当労働行為の限りの先頭に立ち、指揮してきたことは、百本を越す労働委員会「命令」の中に明らかである。国鉄IIJR官僚は、八十年代のヤミ・カラ攻撃以来、国労に対するアベック攻撃を展開してきた。彼らにとつては、東海スキヤンダル以上の深さと拡がりのある「仕掛け」が巡らされていると推理しておく必要がある。つまり、JR総連の東海スキヤンダル仕掛けの本当的のは、東日本に向かっているのでは、という説である。

とりわけ、社長は国労嫌いの評判高く、また、飛行機の一件で、航空同盟II鉄労の図式で旧鉄労系にも個人的恨みを持つといわれている。長崎の仇を江戸で取る話だ。新左翼II革マルII旧労働にとつては、漁夫の利の社長就任であった。

第三には、旧鉄労系の主な活動家がこの間、JR総連からの統制処分は言うに及ばず、松崎に擦り寄つて榮転した管理者らの手によって、突然、国労組合員なみに扱われるなど徹底してバージされてきたことである。しかも、連合の対応は、先に紹介した会長の挨拶の例もあり、同盟出身の連合事務局長の動きに象徴的である。今日時点でも、動きは見えない。また、旧鉄輪会や旧社員労という元国鉄の非現業・管理者グループなどにしても、

社長以下の重要首脳陣がそういうことであれば、動けたものではない。

第四には、政府・自民党である。JR発足当時、運輸省の課長クラスで松崎に内通する者が三名はいるといわれていたが、運輸大臣経験者らの中に「松崎は革マル派ではない」「彼らは宫廷革命をやつたんだ」と褒め称える「後援者」がいることである。成田で抵抗し続ける中核派に対抗し、階級的労働運動の旗手になる無限の可能性を秘めて成長してきた国労をつぶすことに、大変な功績があつたのだから、救世主に見えたのであろう。つまり、国鉄改革が、中曾根民活政策の目標として強行されたことである。容易ではない。

もう一つ、国労自身の問題も指摘しておかなければならない。もちろん、東日本の各労働組織が全力で闘いを進めているが故に、差別がなくなれば一挙に国労は多数派組合に復帰すると信じられていることが一因とも囁かれている。革マル派系管理者の恐怖だ。

しかし、それ以上に、国労はなんとか潰せるという気がJR東日本会社の首脳陣にあるのではないか、と指摘するむきもあることである。課題だ。

バブルの徹底した総括がJRを正す

国鉄改革Ⅱ分割・民営化がバブルを誇導する一因となりつつも、分割・民営化の失態が明らかになるにつられるように、バブルもはじけだした。

国鉄改革は、企業分割で失敗したことは、もう、明らかである。土地は売れないと株も公開できないで長期債務は増え続けるだけである。赤字ローカル線の切り捨てだけが成功したが、第三セクターの経営は行き詰まり、JR全体の安全はメタメタである。しかも、選別・差別の專制的労務政策は国労等の必死の抵抗と支援共闘の拡がりで行き詰まり、労働委員会からは行政処分だけが積み重ねられ続けるだけである。人事権にまで口出しをする革マル派に難色を見せば、西や東海のように、とたんに、策謀の誹謗中傷である。

破防法それ自体の評価はともかく、破防法対象団体（革マル派）が、わが国有数の主要な企業の労働組合の主導権を握ることとなつたのは、このバブルの功績である。バブルのとんだ功績である。無理は長続きはしないのが道理である。従つて、バブルははじけた。バブルが去つた今、改めて冷静になり、国鉄改革とは一体何だったのかが、問い合わせされなければならない。

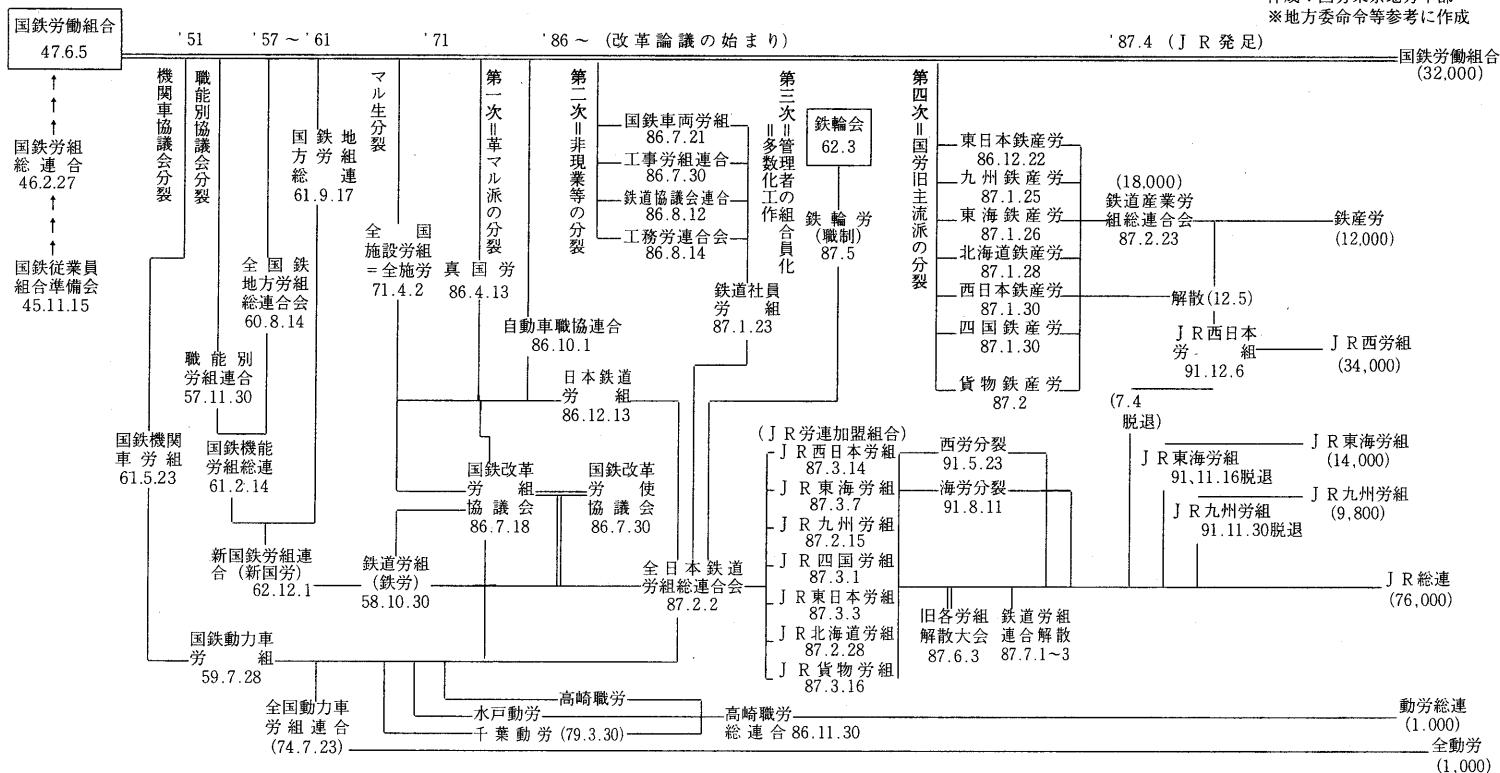
職場の中では、その問いかけが始まっている。まだまだ小さな流れではあるが既に三ヶタを超すJR社員を国労に復帰させ、国労を勇気づけていることである。

また、国鉄闘争支援中央共闘会議は、平和と民主主義を守らんとする多くの人々や団体に呼びかけ、「JRの五年目を検証する」取り組みを進めている。それは、千四十七名に象徴される清算事業団に差別され、解雇された仲間たちを一日も早く希望するJRに戻し、安全で正確、国民の交通権を保障する我国の基幹的交通機関としての再生を期す努力である。それは確実に、国労闘争を勝利に導く闘いの一つである。

他方で、JR各社は、政府が百分の株式を保有する特殊法人であるにもかかわらず、百本を超す労働委員会命令（行政処分でもある）を手交され続けながら、裁判所の発した緊急命令（地労委命令を実行せよ）以外、全く無視し続けている。異常事態である。これはもう、わが国の民主主義制度それ自体が、否定され続けていることを意味する。

「断じて行なえば、鬼神もこれをくじく」と言ふ。ここは踏ん張りどころである。より科学的に事態を見極めつつ、国労と国労を支援する仲間が一体になると同時に、自ら民主主義の手本を実践しつつ、より原則を貫くことである。

作成：国労東京地方本部
※地方委命令等参考に作成



資料4 国鉄（JR）内労働組合の動き

〈分割・民営化時の攻撃の特徴〉

- 第一次労使共同宣言調印組合で改革労組協議会（86）を結成して直ちに「労使協議会」に移行、採用差別等をここで協議し準備したことが思料されている。
 - JR発足時の労組分布は、国労10万、総連9万（鉄労4、労働3、その他2）と予測されたため、国労分裂の促進と管理者親睦会（鉄輪会）の労組化がはかられた。
 - JR総連は一企業一組合方針で会社別組合（当初はJR○○会社労連）作りの為に発足、名称変更等を繰り返して今日（図表）に至ったが友愛会調（旧鉄労）と、さつき会（旧労働）は残った。
 - 西労分裂（5/23）は、東労組の「スト権確立と加盟労組のスト権JR総連委譲」に抵抗する西労組に対抗、革マル派=旧労働が脱退、海労分裂と東海労組の総連脱退、九州脱退に連続した。
 - 鉄産総連は、西日本鉄産労がJR西労組に吸収合併されたことで組織維持は困難、連合加盟を目指す新たな産別結成で加盟労組が吸收され、自動的解散となる見通し。

男女雇用機会均等法改正の力を育てよう

“見直し規定”にこめた女性たちの無念さ

一九八五年に成立し、八六年四月一日から施行となつた「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(以下均等法と省略)は、すでに六年目に入っている。当初から、将来改正しなければならない問題点を多くふくんでいる法として、いわゆる“見直し規定”がつけ加えられて国会を通過したものであり、この点に労資の力関係が否応なく内包されている。

いわく「第四章雑則 第二〇条 政府は、この法律の施行後適當な時期において、第一条の規程による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(中略)の規程の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を構ずるものとする。」

一九七五年の国際婦人年を足がかりに七六年から八五年にかけて国連婦人の一〇年運動がとりくまれたが、その過程で、日本の女性労働者と女性団体が大同団結し、世界的な女性解放運動に連動して「女子差別撤廃条約」の批准を政府に迫った。しかし内外労働者の犠牲の上に、『経済大国』にのしあがつた「日本国」は、法的にも文化的にも、いや社会の全分野において〈男女平等〉の条件整備が立ちおくれており、国連で「女子差別撤廃条約」を批准する資格すらもつていなかりさまだったのである。

とくに、労働、教育の分野と国籍法における男女差別がネックとなつていたことから、条約批准を求める集会や学習会、討論会は全国にひろがりながら、これまで社会の表面に見えにくかつた法制度の不備と現実の姿との関連性を掘り起こして、多くの女性たちの社会的視野を広げていった。

中でも、就職から退職にいたるまでの、雇用にかかわるすべての過程で男女差別が温存されている労働分野では、女性の間で、社会党婦人局・総評婦人局の協力とリーダーシップが刺激剤となつて、「男女雇用平等法」を求める運動が全国的にもりあがつたのである。この運動は、同時に国籍法上の男女差別や教育内容上の男女差別への改革を要求しつつ「女子差別撤廃条約」の批准を迫るとともに、当時、右翼的政治潮流からねらわれていた、優生保護法の改悪を阻止する力ともなつたのだった。

当然、資本側の反動はすさまじかった。とくに、日本経済の要である労働の分野で、「男女雇用平等法」の成立を阻止する経営者側の結束した行動、企業内のすみずみで目を光らせ、「日経連タイムス」など業界メディアをあげてキャンペーンをはりながらかけた労働省へ圧力の大きさは、女性たちの運動のエネルギーをはるかにこえていたのである。国家権力と資本が一体となつた力の大きさがさまざまと示された。

かたや労働運動側では、女性たちがかかけた人権・平等・平和の理念や主張、運動を全面的にバックアップするほど理解しておらず、男女労働者が一体となつた総合的な力をつくりだすことができなかつた。

こうした彼我の力関係のもとに、「男女雇用平等法」とは似て非なる「均等法」が労基

法の改悪とセットにされて生まれ、運動にまつとうなエネルギーを注ぎこんできた女性たちの無念の思いは、わずかに“見直し規定”の中にこめられるにとどまつた。

“見直し”を迫るのも力関係

労働者側は、何年か後に“見直し”“改正”を迫るために運動を継続しようとする呼びかけあるいはしたものの、「均等法」を逆手にとって、長時間労働・過密労働そのままの男性労働者に合わせた「女性の戦力化」を男女平等として押しつけてくる資本の攻撃の前に、くやしいが負けている。

募集・採用についての均等な機会が保障されなければならないにもかかわらず、事業主に徹底しておらず、「男子のみ募集」を技術系で五割、事務系でも三割がおこなっているという。事業主には“努力義務”はあるが罰則つきで強制されているわけではないので、女性を採用しなければ頬かむりもできるわけである。このような“努力義務”という法の技術は日本独特のもので、国際的には不平等に対する“禁止義務”という概念しか通用しない、と指摘している学者もいる。ほんとうに雇用上の機会や待遇の男女均等を促進するには、違反についての罰則規定を設けなければ法の効力は生まれないだろう。

逆に「女子のみ採用」は認められているため、単純なサービス業やパート労働など、低賃金職種・職場への女子労働の吸収は依然として続き、事業主側に利する効果を生んでいる。職場の中では、たとえば銀行や商社、生命保険などの大企業では、これまで男性が年功序列、終身雇用型、転勤や長期出張、サービス残業、顧客接待などとセットでこなしてきたコースを「総合職」と名づけ、女性の職分としていた補助業務を「一般職」と名づけて、賃金、昇進、昇級、退職金などに格差をつけている。たてまえ上は男女ともどちらのコースを選択してもよいということで、待遇も昇進の機会も男女均等だとされているが、現実生活の上ではまだ一般的には家事・育児の役割りが女性に多くかかっているのであるから「総合職」を選ぶには困難が多すぎる。意欲ある女性が「総合職」を選んでも「ほんとうに転勤ができますか」「海外出張もりますか」と、男性にはしない質問で念押しをして、女性を「総合職」コースからしめ出す。

「均等法」と同時に押しきられた労基法の改悪で、時間外労働や深夜労働の規制がゆるくなつたのは決定的で、定員減、パート派遣労働者の導入と相乗的な力となつて労働者の生活と健康に重くのしかつているのが現実である。

「均等法」「見直し」は資本もねらつてゐるのであり、その“適当な時期”や“必要な措置”が、闘いなしに労働側の希求する内容となることはありえない以上、こうした問題点を一つ一つ具体的に集めて、指針を改正させる運動を結び合わせていかなければならぬ。

思想・人権意識が問われている

以上ごく簡単にみただけでも、「均等法」上の問題点には、古くから社会全体にそして労働者自身の中にも根づよくのこつてゐる性別役割分業意識が深くからまりあつてゐることがわかる。資本はこのような社会的な慣習・意識によつて位置づけられてきた、女性の低廉労働力から利潤を汲みあげる既得権を容易に手はなすことはない。

一九八四年七月一七日、衆議院社会労働委員会に参考人として出席した日経連の喜多村浩労務管理部長の意見はよくそのことを示している。

「男女を平等に扱わねばならぬ」ということに反対するものはないだろう。しかし、男女平等は長い間、一種スローガン的にいわれてきた。具体的にみて何が差別かということは実ははつきりとわかっていない。産業界の長い間の経験からみて、差別撤廃条約による、あるいは婦人少年問題審議会や男女平等問題専門家会議の中でいわれたような差別というのは、わかつていなかつたというのが実情である。これは産業界だけでなく、一般社会、マスコミ、労働組合もふくめて全社会がこのような差別観というものは理解していなかつたのではないか。したがつて産業界だけに急に変れといわれても無理だ。罰則規定で強制されることには絶対反対だ。企業の経営は世の中の動きと整合性をもつて変っていく。女子自身の職業意識や就業形態が進んでくれば企業側の男女間の扱い方も変つてくる。いま日本が“先進国病”にからなくてすんでいるのは終身雇用という長期勤続体制があるからで、この中で勤続年数も短かく、いつやめるかわからない女子を入れ口のところから男子と同じに扱えというのはなじまない。個々人の意欲と能力に応じて平等待遇を進めるということであれば、母性保護は重要なだから残さざるをえないが、との保護は全部撤廃すべきである。でなければバランスがとれない。条約の精神にのつとり理想に向つて進むのは当然であるが、まず現実から出発して漸進的にいくべきだ。当面、条約批准には最小限の要件を満たすところから出発すればよいので、われわれが労働省から説明を受けたときも政府案で批准の最低要件は満たすと聞いた。これ以上の修正は絶対みとめられない。

このように述べているのである。そしてこの立場はみごとに「均等法」の中に生かされ、今日の状況を貫いている。

労働者側の「均等法」見直しのたたかいは、女性だけのものではなく、男性労働者も一しょにこれまでの働き方、生活の仕方や意識を見直し、思想をきたえあげていく運動とあわせ掘りおこしていくなければならない。セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）への対抗力も、「均等法」改正のたたかいの中に包摂されるべきと考えるが、男女ともに労働者側の古い意識の見直しなしには、何のことかわからず、結局、自分で自分の人権を低める役割りを果し続けることになるのである。

（和氣文子）

職員の三分の一（一〇一〇人）削減提案

——札幌市交通局Ⅱ「赤字再建合理化」攻撃——

昨年一月五日、札幌市交通局は、「交通局（地下鉄・バス・電車）の再建案」を、札幌交通局労組（中原正世委員長、組合員一、九〇〇人）に対して提示した。

柱になつてゐるのが①交通事業の合理化 ②需要喚起策 ③一般会計からの財政支援策である。

これは、現在ある「地下鉄東西線の五〇km延長」を、市が国に申請した際、国から前記の①～③の条件が提示され、「財政再建案を年内に出すよう」に指示された。

時間が残り少ない中で、労資とも強引に作業を進めてきている。

今回の合理化攻撃を通して、連合下での労働運動がどうなつていくのか、市交通労組の対応も含めて考えてみたい。

破綻している交通局財政

市交通局の財政事情は、昨年度だけで赤字は二四〇億円になり、累積で一、二〇〇億円にもなっている。いくら客を運んでも毎日、六、五〇〇万円の赤字が生まれる状態になり、二年後の累積赤字は二、三〇〇億にもなる事が予想されている。

一方、札幌市的一般会計からは年間一九〇億円が援助されているが、かりに交通局の「人件費をゼロ」にしても、地下鉄建設費の利払い等で、年間一〇〇億円の赤字が出てくるしくみになっている。

これだけの赤字が、市当局のこの間の管理の中で放置されたままになっていた事になる。

多くは地下鉄建設費にかかる負債と収入見込みの甘さが生み出した数字なのである。

それが今回の「延長五〇kmの申請」の中で、あらためて国から指摘され、あわてたのである。

市交通事業管理者の三海弘氏は、「既に昭和六三年に収支の見通しは厳しいと言う指摘はあつた。しかし、客はあとからついてくると言う認識が強かった」と言うように、管理者側の見通しの甘さを自ら認めている。

公共交通事業と建設業者との関係が行間から透けて見えてくるようである。

組合＝再建のためには……

今回出された合理化案の中では①全職員の三分の一にあたる一、〇一〇人の削減 ②給与・手当等の見直し ③労働時間の延長など労働生産性の向上、業務委託化等が中心になつてている。

これに対して組合執行部側は、①労働条件の悪化（時間延長等） ②賃金等（一年間の昇給延伸、諸手当の廃止等）の改悪については「認めるわけにはいかない」（中原委員長）として交渉していく姿勢を示している。

具体的には、①拘束時間の延長 ②特殊勤務手当（地下鉄勤務手当等）の廃止 ③高齢者の退職勧奨・希望退職の推進 ④優待乗車証（現行一、〇〇〇枚以上） ⑤職務乗車証の廃止（通勤手当を現物支給に切りかえる）等が提案されている。

しかし、これに対する組合執行部側の基本的な考え方は、「再建のためには、ある程度の合理化案についてはやむをえない。職員を三分の一に削減させられて大変だが、時代が変わつた。今の市交通は、親方日の丸で国民から見放された国鉄の末期と似ている。ストで徹底抗戦なんて出来ない。我々は札幌らしく『ゴムタイヤ方式』で行こう。結果として一人も路頭に迷わせない事が労組の役割だ」（中原委員長）と述べている事につきるだろう。

「合理化をのむが、賃金改悪、首切りは許さない」と言う事である。

しかし、国鉄のヤミ・カラ攻撃を想い浮べると、随所で似た感じをうけるのは私一人ではないだろう。

職員を三分の一削らざる事に対しても、「三分の一も減らされたらキッチンと仕事なんか出来ない。現場が死ぬ気で働いても三〇%しか能率が上がらない。疲労が原因で事故を起したら取り返しがつきません」（同委員長）と率直に述べている。

「バスで言えば運転手の連続乗務が三時間にもなる。これで安全と健康が守れるのか」とも述べている。

1977年12月10日第三種郵便物認可

一方で再建に向けては「乗せてやる」と言う意識を、「乗つていただく」にまず変える事です。いずれ乗客需要喚起のための術作りについても、当局側に提案したい」(同委員長)とあるように、執行部自身が「組合員の意識改革」を訴えながら、提案に抗すると言う何とも矛盾した姿勢になつていています。

同時に「意識改革」が労資一体の基盤として浮かび上がつてきています。つまりここに、今回の当局の狙いが表われている。

九一年の同労組の定期大会における役員選挙(全員投票制)では、現執行部はからうじて過半数の信任を得た。裏返すと現執行部と組合運動に対して、組合員の多くが「否」と言う態度をとつたと言う事である。

当局はその結果を見ていらし、組合執行部も現場の組合員の「不信感を無視出来ない」ところにきていている。

国鉄の攻撃と同じように、「赤字」を理由に「全ての作業・人員・財政の見直し」を計り、組合潰しを狙うのが資本側の常套手段であった。

今回は労資とも、この程度の削減計画では赤字の穴あめにならないのは分った上で、「組合潰し」と言うより、「執行部信任が半分しかない」と言う「組合員の不満や不安」を放置しておくと、大変な事になると言う判断で、いかに分断させていくのかが狙いになつている事が分る。

役員・指導部は抱え込んだが、そのぶん職場の職員を抑え切れてない中で、今回の合理化で「意識改革」を柱にして組合員をえていこうと言う事である。

地元、札幌地区労は、一月十五日に「市の責任をハッキリさせ、負担を市民に押し付けない」等を中心とした申し入れを、札幌市長宛に出した。

しかし今春の市長選挙で地区労も推薦団体になつた立場からも、歯切れが悪い。

同時に社会党市議団も与党の立場もあり、この問題についても対応がにぶいのはハッキリしている。

現場の仲間は

そんな中で現場の組合員は、傾向として①これを機会に「退職・転職する(五〇代後半・二〇代) ②辞めたくとも残らざるを得ない(三〇・五〇代前半) ③無関心層に分れている。

この三つの層が作られる中で、団結が作りづらくされてきている。

電車乗務の仲間は「今でも一日の終りの乗務になると頭がボーッとしてくる。これが更に時間が延びると、信号見落しやオーバーランも増える。身体・精神がついていけるか不安だ」と述べている。

他の仲間は「今更、他職種へ配転してやれといつても、自信がないし迷つている」「自分の事を考えるのが精一杯で、他の仲間の事まで一緒に考える余裕もない」と言つている。しかし一方で「俺はやめないし今の職場(地下鉄運転)に残るしかない。だから仲間と今話している。どこまでやれるか分らないが頑張る」と今の気持ちを語つてくれた。

今後もこう言う仲間を一人でも作り出していくしか展望は開けないし、この間の国鉄闘争は数え切れない程の教訓を我々に残しているし、今も作り続けている。

全ての仲間が学んでいく事もある。

(山川 守・フリーライター)

中央と地方に大きな隔たり

——「日の丸、広島で激論」社会党大会報告——

社会党第五八回全国大会は十二月一九日から三日間、東京九段会館を中心に行催された。今大会は、PKO協力法案が参議院において審議中に開催されたものである。しかし内容的には、すでに継続審議が決定的になっていた。(事実、二〇日には参議院において継続審議が決定した)したがって、PKO法案反対闘争をいかに闘うかという議論は稀薄な状況となっていた。しかも、PKO協力法案廃案にむけた闘いを党中央も提起し、日比谷野外音楽堂において三回にわたる緊急集会も開催された。全国の党員や党支持者の声に押されて立ち上がった傾向はあるが、闘った成果に対しても、多くの党員や支持者も共感するものであり、これを批判するものはなかつた。

大会を特徴づける問題点はいくつもあるが、とくに重要なことの一つは、大会が二年に一回の開催となる最初の大会であったことである。中央委員会を倍の構成にして開催時間も二日間にすると改善されではいるが、党員の声の届く機関会議が少なくなることは、今后の運営の民主化という点からも大きな問題を残している。

二年に一回の大会であれば、議案書の内容を充実させ、その裏付けとなる資料などを用意し、討論を深めることが必要である。にもかかわらず、運動方針はきわめて短い上に、肝心の情勢分析がほとんどなされていない。その骨子となっているものは、十肥一からげで歴史的な転換期を迎えて、政権交代に挑戦する。そのために、社会民主主義勢力の総結集を基本に、リベラルな立場に立つ政治勢力、個人、各界各層などを加えた、二大政治勢力の創出に努める、となつていて。

東欧そしてソ連が激動し、歴史的転換期を迎えたことは事実であるが、われわれが現在生活している日本資本主義、そしてアメリカをはじめ世界資本主義の現実を分析していく。したがつて、政権に挑戦する、あるいはめざすといつても、いかなる政策をもち、いかなる性格をもつ政権なのか。そしてこれを支える国民戦線をどうつくるのか、党の主体をどう強化するのか、さっぱり明確にはならない。

その上、今まで各局、委員会の活動方針が付属資料となつて討議することはできるが、たとえば修正案は出せない、このような取り扱いとなつていて。これでは二年に一回となつた大会は、ますます党員から遠い存在となつてしまつた。

「日の丸」、広島候補問題に討論集中

大会の討議は日の丸問題と参議院広島県選挙区候補者問題に集中した。

日の丸問題については、大会以前に周知のように、影の内閣の文相に凝せられる嶋崎譲氏が高知において「戦争と侵略に対する反省決議」をした上で、これを国旗として承認すると発表して、これを影の内閣も承認して中央執行委員会も承認する、このような経過となつていた。

これに対しても多くの代議員から、党の機関論議を経ないで影の内閣の一員が発表し、それを影の内閣で決定し、表の党の機関にもちこんでくる。これは党内民主主義を逸脱し、機関以外で方針を既成事実化してゆく方法で、党員の意志を無視するやり方である。そし

て影の内閣の役割についても疑義が出された。

また提起された時期も悪い。PKO法案廃案にむけて闘ついている最中に、日の丸問題など持ち出すことは、闘いに水をかけるような役割を果たすという批判である。

内容についても、日の丸は「まさに侵略のシンボルであり、軍国主義とファシズムの象徴であった」。この事実こそ重く受けとめなければならないという発言が相次いだが、執行部は直接これに答えず、「大会での討論を踏まえて、大会後執行部で方針を提起し、国民の賛同を得るようにしたい」と、何回も同じ答弁をくり返した。

広島選挙区の候補者問題について、広島県本部はすでに比例区の現職野田哲氏を公認候補として決定し、中央本部に公認申請しているが、中央本部は受け取りを拒否して民社党、社民連との選挙協力を実現するために、民社党の現役小西博行氏を連合型候補として推せんする方針をもっている。

地元の広島県本部から「広島は原爆投下の地であり、平和運動の発生地の一つである。社会党といえば平和の党といわれて今日まで活動してきた。民社党小西氏は、この社会党的方針と反対の立場に立っていた。社会党も党的支持者も絶対に小西氏では選挙運動はできない」、また「公認権限は県本部にあり、中央本部は県本部権限を否認して、党内民主主義を踏みにじるつもりか」との強い発言があった。このことからも「県本部の公認申請を優先すべきだ」「民社党とは基本政策が離れすぎており、PKO法案にも基本には賛成であり、その候補を推せんして闘うのは無理がある」との発言も相次いだが、執行部は「広島県本部の事情も理解するが、選挙協力もぜひ成功させなければならない、したがって大会論議を聞いて大会後決定する」として明言を避け、大会後に先送りした。日の丸問題とまったく同じ扱いで、大会で発言だけは聞く、しかしそれは聞くだけで、決定は後で中執で決めるという態度である。

大会はシャドウキャビネットのあり方、リベラルな立場とはどんな人をさすのか。そして大きな問題として総評解体後の社会党と労働組合のあり方などに意見が出たが省略する。

本格的な組織論の討議を

今定期大会には付属資料として提起されただけであるが、見逃してならないのは政権党への組織プログラム（第一次草案）である。この組織プログラムは、下部討論をつうじて次の中央委員会で決定する。

提起されている内容についてはぜひひ読んでいたぐこととして、今日の社会党の組織は党員、協力党員は増加したけれども組織的力量はむしろ低下しているのが現実である。それは社会新報の減少、専従者の後退となつてあらわれているし、党活動への結集が弱くなっている。このような状況がつくり出された背景には、ソ連の崩壊などによる社会主義への疑問、労働運動の後退や合理化に職場条件の悪化などもあることも事実である。しかしそれだけではない。

社会党は百万党を提起した際に、党員をふやすため広域総支部、職域支部をつくる方針を決めた。これは党を弱体化させるものだとしてわれわれは反対した。最終的には「三年間の経過措置」として受け入れたが、三年経過しても、基本組織への編入変えはなく、そのうえ議員支部まで設置することができるようになってしまった。社会新報は配布しない。

場合によっては取ることもない。党活動には参加しない。このような党員がふえることによって、党活動に参加しなくともよい党風が生まれ、党活動や党規律が弛緩してしまった。そのうえ、県本部大会等には代議員として出席して、数をたのんで方針を恣いままでしまう（端的な例が兵庫県本部である。）

さらに新たに協力党員制度をつくるときには私たちは反対し、最終的には中執の統一理解、すなわち党員の所属は県本部、総支部、支部という基本組織に所属することが基本であり、決定の裁量権は県本部がもつ、この内容を受け入れて了承したものである。にもかかわらず、今度の参議院選挙の比例選挙の入党条件は、本人の希望するところに所属するとなつてはいる。入党の条件が緩和される方向が順次強まっているし、組織プログラムでは党員と協力党員の権利を同じにしようとする案となつてはいる。民主党の党員のように本人の知らないうちに党員にされていたと同じようになつてしまふかもしぬ。今こそ社会党はいかなる組織をつくるのか、かつての組織綱領草案のような論議を深める時期である。

保革連合への道を許すな

連合・山岸会長の意向を受けた田辺執行部の狙いは、いうまでもなく社会党も抱き込んだ保革連合にある。今大会において「日の丸」問題についても保守の一部と連合するためには、その整合性をはかるために必要な措置であつたし、広島選挙区で民社候補を推せんするのも、その一里塚である。大会が終了した今は、これからそのための既成事実化をはかる方向は、ますます強まることになろう。保革連合をめざす道は、基本政策の変更の道ばかりではなく、選挙協力（連合型候補が中心）、組織の体质改善（弱体化）とさまざまな分野で進むことは必至である。

この総路線変更に対し、反独占・反自民の闘いを守ろうとするせめぎ合いは休むことなく続く争いである。そして残念ながら一定の歯止めをかけながらも、保革連合へ進む勢力が上回っている状況になる。

しかし情勢は、その道を進むことを許さない状況にある。党改革の際に基本政策を変更しようという意図は、修正案によつて制限された。PKO法案反対の闘いも盛り上がり、国会で継続審議となつた。これらの闘いの一つ一つが保革連合を許さない闘いである。

今大会もその途中の一場面である。闘いは長く、一時のことごとで落胆することなく進むことが、私たちにとって必要ではないだろうか。このことを改めて実感させられた大会であった。（広島選挙区ではその後、小西博行氏を連合、総評センター、友愛会、中立労連の労働四団体と民社党が推せんした。）

（石井 薫）

◇編集部だより◇

△雑誌の新年号、そして銀行、証券、報道機関の「一九九一年予測」すべてに眼を通した。どこもバラバラ。「不透明の時代」との印象だ。

△本誌は三月二一日で五〇〇号を迎える。読者、そして多忙ななか本誌の配本、集金に全労をつくしてくださつてある同志のご努力の結果だ。心から感謝したい。

△五〇〇号を契機にさらに全力をつくしたい。本誌への要望、批判等お寄せいただきたい。